



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

令和4年度 児童虐待防止対策等 関係予算案について

令和4年1月20日(木)

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育関係 令和4年度予算案（令和3年度第1次補正予算）の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

（令和4年度予算案※） （令和3年度予算額）

2,547億円 （1,735億円）

※令和3年度第1次補正予算815億円を含む。

<令和3年度第1次補正予算>

- 妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。（602億円）
- 児童養護施設等（※）の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、月額9,000円引き上げのための措置を、令和4年2月から実施する。（36億円）
 - ※ 乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム
 - ※ 令和4年10月以降については、令和4年度予算案において措置。
- 要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援するとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。

また、子どもや保護者が相談しやすくなるようSNSによる相談体制の構築を行うとともに、児童相談所、婦人相談所等においてテレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図る。（76億円）
- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援しているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。（2.1億円）
- 令和2年度補正予算に引き続き、児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援を行う。（62億円）
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（非接触型の蛇口の整備等）を追加するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童養護施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。（39億円）

※ 令和3年度第1次補正予算に計上した事業は、令和4年度予算案には計上していない。

なお、当該事業について、令和3年度中に事業が完了しない場合は、本省において繰り越した上で、令和4年度も実施予定。

<令和4年度予算案>

- ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。
- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援するため、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- 児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化や、里親委託、施設の小規模化・地域分散化等の取組を強力に推進するため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や用地確保支援等に強力に支援する。
- フォスタリング機関が、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）のために行う子どもの一時預かり事業、経験豊富な里親を新規登録の里親支援のために派遣する事業を新たに創設するとともに、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援するモデル事業を通じて先駆的な取組事例の横展開を行うことなどにより、里親家庭に対する養育支援等の充実強化を図る。
- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業（モデル事業）について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。
- 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援に関する取組を強化するため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするとともに、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行うほか、身元保証人確保の支援対象者について、措置解除等より2年以内の者から、5年以内の者まで拡大する。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育関係の主な内訳は以下のとおり。

◇ 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）	602億円 * 1	
◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	381億円 * 2	(213億円)
◇ 里親委託費・児童入所施設措置費等	1,360億円	(1,356億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	8.4億円 * 3	(2.3億円)
◇ 児童虐待防止対策推進事業委託費	2.1億円	(0.8億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	2.1億円	(2.1億円)
◇ 社会的養護魅力発信等事業	0.2億円	※新規
◇ ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	0.1億円	※新規

※ * 1は令和3年度第1次補正予算額、* 2は補正予算額169億円を含む、* 3は補正予算額6.0億円（デジタル庁一括計上）を含む。

令和3年度第1次補正予算

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心こども基金に計上）

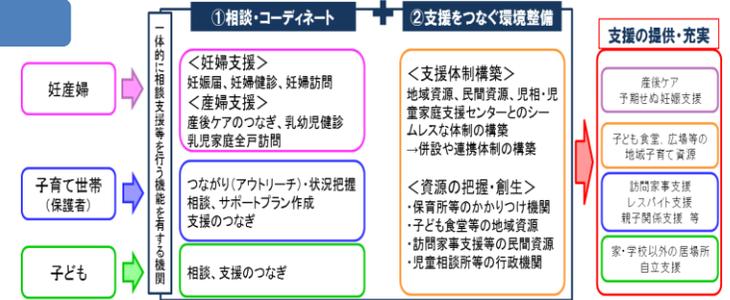
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進
【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進
【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進
【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



（訪問家事育児支援）



（親子関係形成支援）



（子どもの居場所支援）

3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進
【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアリーパー）に対する自立支援体制の整備
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



（支援の必要性の高い妊産婦の支援）



（社会的養護経験者の自立支援）

実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

1. 概要

- 定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、一時保護所の新設や既存施設の改築等により、定員拡大を図ることが急務。
- 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げする（1/2→9/10）

2. 対象自治体

- ①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）
- ②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

- ・児童相談所一時保護所の整備等 本体分(定員1人当たり)12,934千円 + 各加算
- ・児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等
(児童養護施設の場合)
本体分(定員1人当たり)6,602千円 + 一時保護専用施設設置加算(定員1人当たり)18,722千円(最大) + その他加算
- ・児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修 1か所当たり8,000千円
- ・一時保護専用施設の改修 1か所当たり21,900千円

要保護児童等に関する情報共有システム (虐待防止のための情報共有システム構築事業等)

令和3年度第1次補正予算額：65億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 概要

「要保護児童等に関する情報共有システム」は、昨今の重篤な児童虐待死亡事案の発生を踏まえ、自治体間における要保護児童等の情報を迅速かつ正確に共有することを目的として、令和3年度より運用を開始したところであり、今後、全自治体が確実に情報共有システムを利用できるよう、既存システムと本システムとの連携のための改修経費や児童記録情報のCSV化のための改修などの経費を併せて支援する。

システム改修経費（地方自治体）

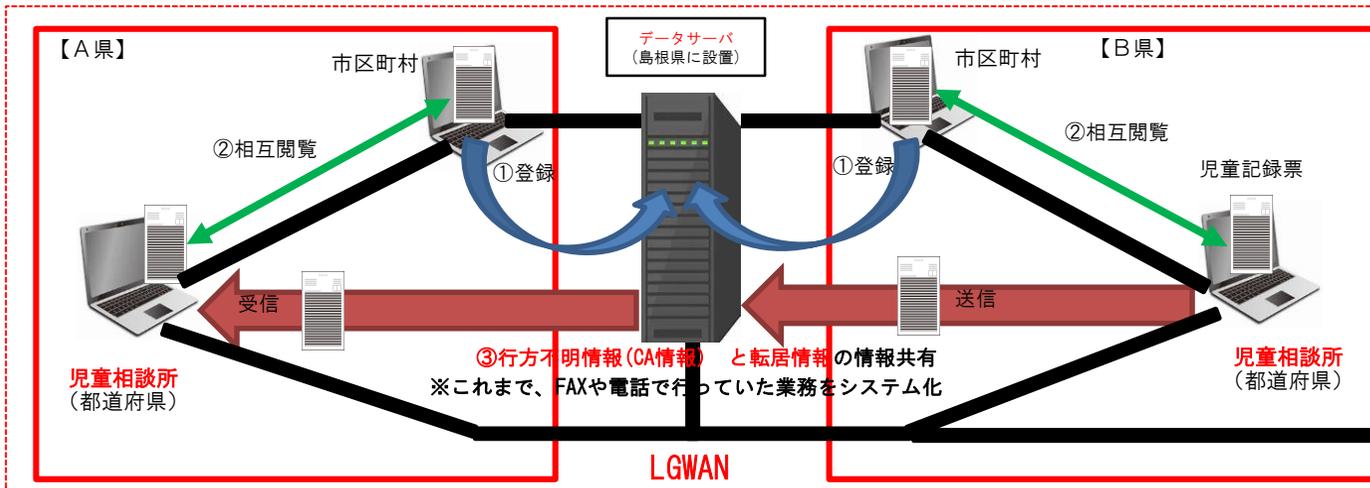
➤ 令和4年度末までに、本システムの全市区町村運用開始を促進していくため、令和3年度補正予算において941市区町村分の改修経費をカバーするもの。地方公共団体向け補助金に計上（「虐待防止のための情報共有システム構築事業」【新規】）。

※地方自治体向けシステム改修費用については、令和3年度までに800市区町村分を措置済み。（令和2年度に47都道府県は措置済み）

※既存のシステムの改修や機器の調達、データの取り込みなど、情報共有システムの利用に必要な費用全般が補助対象

事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP（LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み）を活用



主な機能

- ①児童記録票の登録
LGWANを通して、児童記録票を登録する。
→児相、市町村毎に登録
- ②相互閲覧
児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。
→児相と市町村間の情報共有
- ③行方不明情報・転居情報の共有
→事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能。



厚生労働省

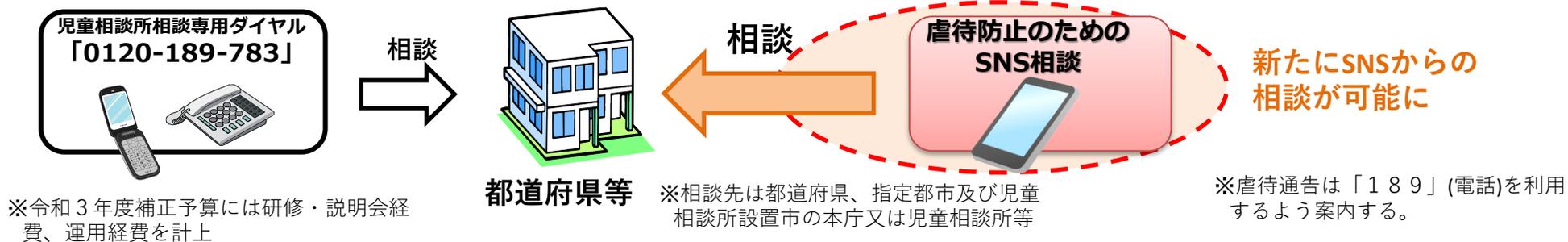
虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制

令和3年度第1次補正予算額：1.1億円（情報処理業務庁費）

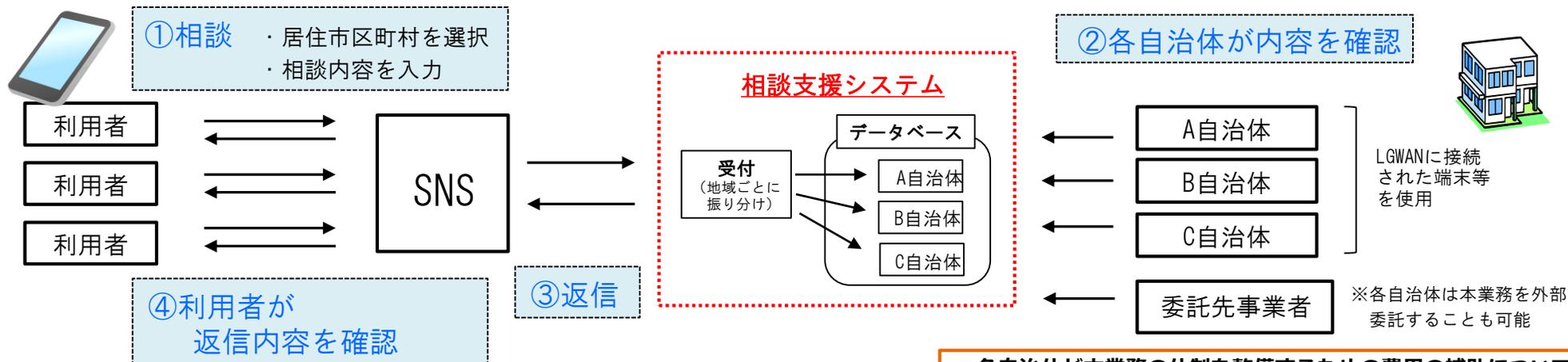
※デジタル庁計上

1. 概要

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを新たに構築する。



2. 虐待防止のためのSNS相談 システムイメージ



- （※）管轄地域以外のは閲覧不可（国は全ての相談内容について閲覧不可）。児童相談所単位ではなく、広域的な対応も可能。
- （※）本システムで相談を受け付けた場合、該当する自治体（又は児童相談所）に自動的に通知。
- （※）本システムの構築に併せて、相談対応を行う者が本システムに接続する際に使用する閉域網等を整備。
- （※）自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続、委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。（本システムはクラウドサービスの活用を想定）

■各自治体の本業務の体制を整備するための費用の補助については令和4年度概算要求において別途拡充要求

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：364億円の内数】
児童相談所体制整備事業

SNS等相談事業 1自治体当たり39,241千円

※SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築のために外部委託等を行う場合：39,241千円を加算《拡充》

児童相談所等におけるICT化推進事業

令和3年度第1次補正予算額：4.2億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

3. 補助率

i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



ビデオ通話等による相談・状況確認



相談支援機関



関係機関とのオンライン会議等による連絡・調整

②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



自立支援計画の作成・共有

養育・支援の実施状況（家族情報（やりとりも含め）、身体測定、既往歴、性格、生活記録等）

日常記録（体温・食事摂取・排泄等の状況、疾病、過ごし方等）



児童養護施設等

テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

令和4年度予算案

支援対象児童等見守り強化事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

① アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり9,729千円

補助率：2/3

実施主体：市町村（特別区含む）

② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円

補助率：10/10

実施主体：市町村（特別区含む）※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見・意向を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

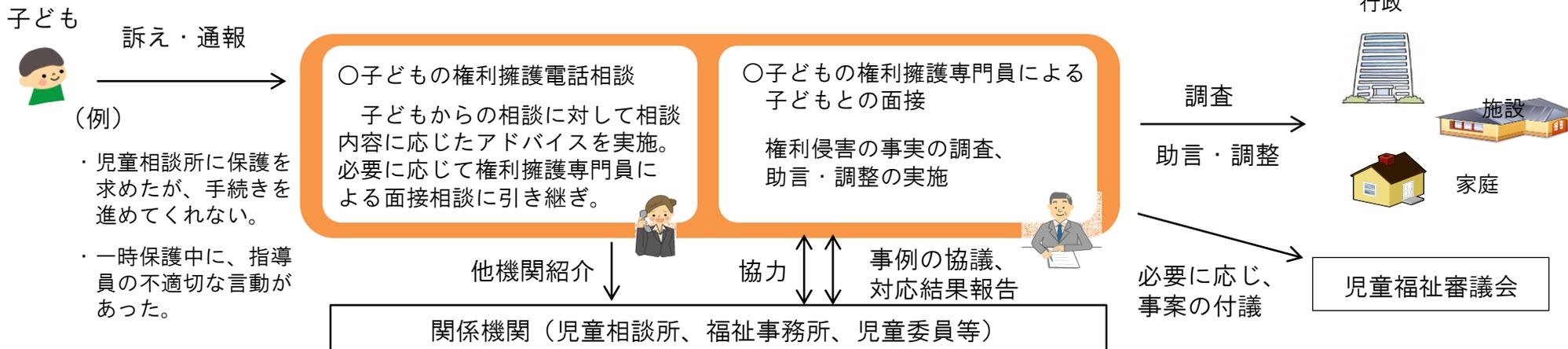
子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】 1自治体当たり：10,000千円（令和3年度：8,175千円）《拡充》

【補助率】 定額（国：10/10相当）

<取組の一例>



全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みのモデル的な実施を支援

児童相談所における第三者評価の実施促進【拡充】

(評価・検証委員会設置促進事業)

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

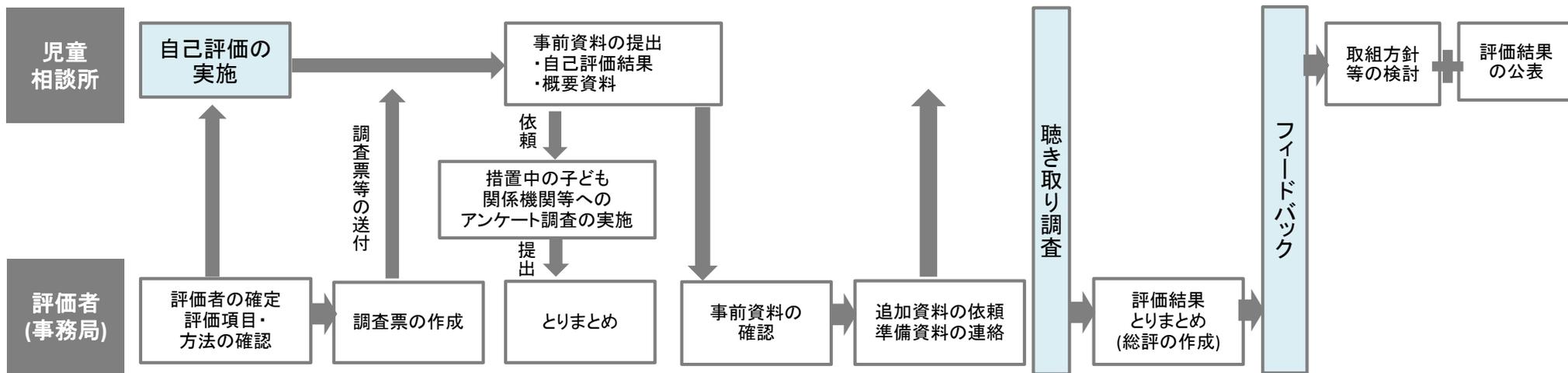
1. 目的

- 令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において「都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする」とされたことを踏まえ、児童相談所の第三者により質の評価の推進を図る。

2. 事業内容

- 児童相談所における第三者評価の受審の促進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用を補助を行う。
《評価・検証委員会設置促進事業の拡充》
【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助基準額】1都道府県等当たり 934千円 + 民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円《拡充》
【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<第三評価の業務フローイメージ>



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

一時保護機能強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 目的

- 一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2. 事業内容

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。
 - ① 学習指導協力員：保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
 - ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
 - ③ トラブル対応協力員：子ども間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図る。
 - ④ 専門的ケア対応協力員：保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
 - ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護所等から学校に通う場合の付添を行う。
《拡充》 一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることがないよう、加算として、一時保護所等から原籍校への送迎に要する費用について補助を行う。
 - ⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）
：個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。



3. 実施主体等

【補助基準額】

- ・ 学習指導協力員以外の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数
(加算分) 児童相談所1か所当たり：1,384千円 《拡充》
- ・ 学習指導協力員（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）
(加算分) 児童相談所1か所当たり：1,429千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

**社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会
報告書(案)の要点**

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(案)の要点

(※)一部を除き、12月28日にとりまとめを公表。

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

(1) 把握・マネジメント機能の強化

- 市区町村における**身近な子育て支援(保育所等)による身近な把握・相談機能の整備**
- 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター(母子保健)子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の見直し。
- 母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

(2) 支援の充実

- 支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
- 支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

- 児童相談所の**支援強化** ※民間と協働して保護者支援(親子再統合)や里親支援(里親支援機関の児童福祉施設化)の確実な提供を可能に。
- 一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
- 一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

- 児童相談所による措置等の際に、**子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
- 都道府県による**意見・意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**(児童福祉審議会等)の活用等による権利擁護の環境整備
- 社会的養育経験者の**自立支援**の充実 ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の創設(P)**
- 児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。